

江戸川区都市利便増進協定の認定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第46条第25項及び第74条から第80条の2までに規定する都市利便増進協定（以下「協定」という。）の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 協定の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市利便増進協定認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を江戸川区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定締結の理由を記載した書類
- (3) 協定の区域及び位置を示す図面
- (4) 申請者が協定の認定申請に係る代表者であることを証する書類
- (5) 土地所有者等の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書類）
- (6) 土地及び建物の登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(認定の基準等)

第3条 区長は、申請書の提出があつた場合において、協定が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第75条の規定により、当該申請に係る協定を認定することができる。

- (1) 土地所有者等の相当部分が協定に参加していること。
- (2) 協定において定める法第74条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、法第46条第25項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。
- (3) 協定において定める法第74条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。
- (4) 協定の内容が法令に違反するものでないこと。
- (5) 協定締結者が、江戸川区暴力団排除条例（平成24年7月江戸川区条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が所属していないこと。

2 区長は、前項の規定により協定を認定するときは、あらかじめ江戸川区都市再生推進法人の指定等に関する会議設置要綱（令和3年12月10日施行）第1条に規定する江戸川区都市再生推進法人の指定等に関する会議（以下「会議」という。）の意見を聴くものとする。

3 区長は、協定を認定したときは、都市利便増進協定認定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(協定の変更)

第4条 申請者は、法第76条第1項の規定による協定の変更をしようとするときは、都市利

便増進協定変更認定申請書（第3号様式。以下「変更認定申請書」という。）を区長に提出するものとする。

2 変更認定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 変更後の協定書の写し
- (2) 協定の変更の理由を記載した書類
- (3) 協定の区域及び位置を示す図面
- (4) 申請者が協定の変更の認定申請に係る代表者であることを証する書類
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書類）
- (6) 変更に係る部分の土地及び建物の登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前条の規定は、法第76条第1項による協定の変更に係る認定について準用する。この場合において、同条第3項中「都市利便増進協定認定通知書（第2号様式）」とあるのは「都市利便増進協定変更認定通知書（第4号様式）」と読み替えるものとする。

（認定の取消し）

第5条 区長は、認定した協定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第77条の規定により、協定の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定した協定の内容が、第3条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 認定した協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が、当該協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。

2 区長は、前項の規定により協定の認定を取り消すときは、あらかじめ会議の意見を聴くものとする。

3 区長は、第1項の規定により協定の認定を取り消すときは、都市利便増進協定認定取消通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市開発部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。